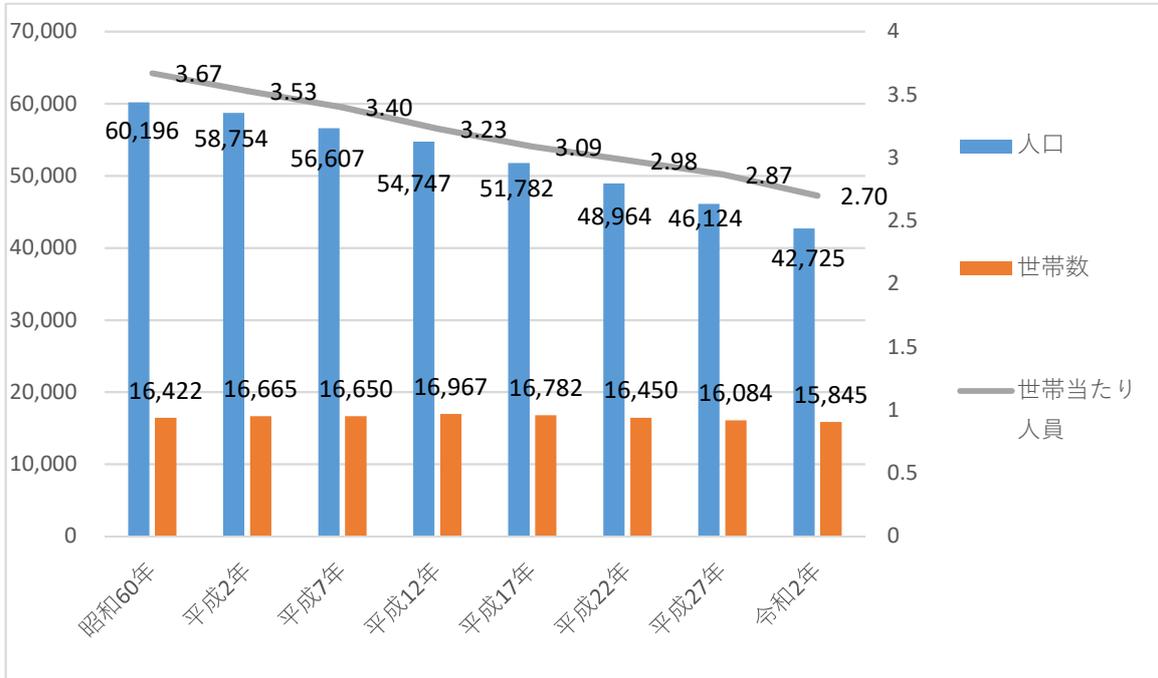


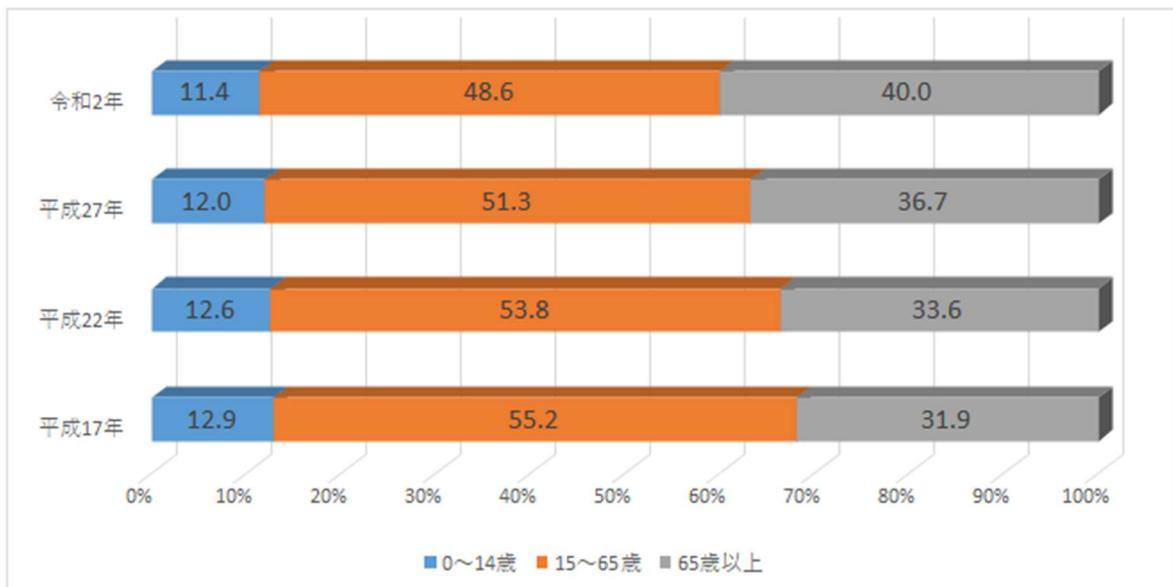
3 真庭市の社会環境

【資料 3-1】人口・世帯



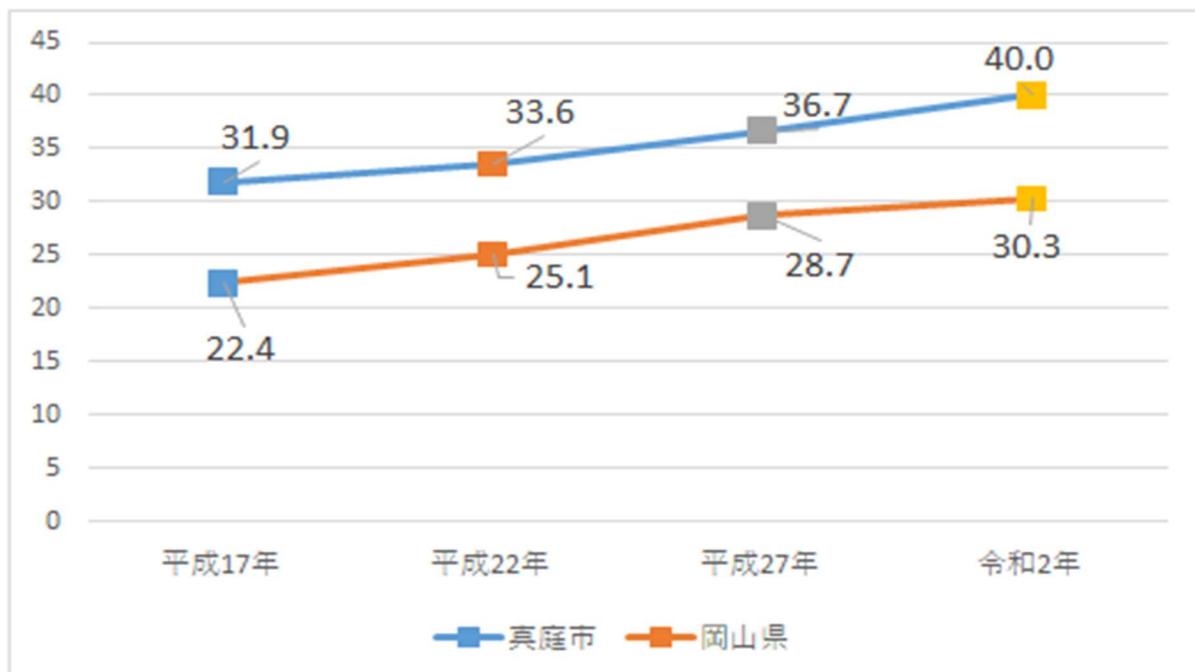
(国勢調査)

【資料 3-2】年齢別構成



(国勢調査)

【資料 3-3】 高齢化率



(国勢調査)

【資料 3-4】 世帯構成

[令和 2 年]

	総世帯数	核家族世帯	高齢者夫婦のみ 世帯数	高齢単身世帯数
真庭市	15,845	8,216	2,560	2,406
岡山県	801,409	435,515	103,306	94,208

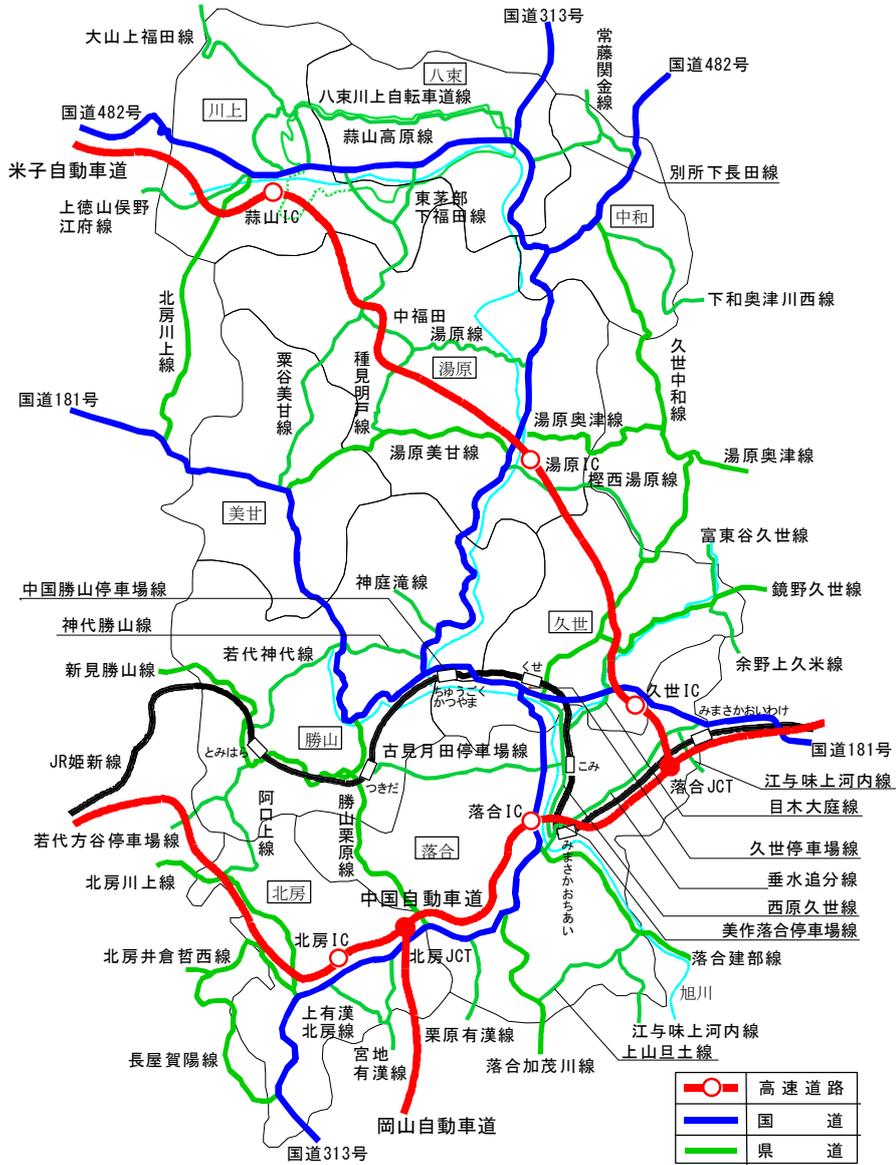
	核家族世帯割合	高齢者夫婦のみ 世帯割	高齢単身世帯割
真庭市	51.9%	16.2%	15.2%
岡山県	54.3%	12.9%	11.8%

【資料 3-5】 産業

[平成 27 年]

	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
平成 7 年	19.7%	34.8%	45.5%
平成 12 年	16.2%	33.8%	50.0%
平成 17 年	17.1%	29.7%	53.2%
平成 22 年	14.7%	28.2%	57.1%
平成 27 年	14.5%	27.9%	56.4%
令和 2 年	公表前		

【資料 3-6】 道路



市道の路線数及び延長

	路線数	総延長	改良済延長	改良率
合計	1,852 路線	1,206,995.5m	666,138.1m	55.2%

令和 3 年 3 月 31 日現在

【資料 3-7】 危険物施設

■液化石油ガス（LPガス充てん所等）

平成 25 年 4 月 1 日現在

名称	所在地	規模(t)
東真産業(株)久世オートガススタンド	真庭市久世 2283-1	20
(有)ガスタ松原	真庭市久世 2398-7	1
田中実業(株)真庭営業所	真庭市勝山 779-1	20
東真産業(株)勝山充填所	真庭市横部 328	30
浅野産業(株)落合事業所	真庭市落合開田 381	31

■火薬保有事業所

名称	設置場所	施設名
(有)相澤商店	真庭市草加部 2063	地上式 1 級火薬庫
	真庭市勝山 290-1	庫外貯蔵場所
湯原国際クレー射撃場	真庭市仲間 1816	実包火薬庫
	真庭市仲間 1816	庫外貯蔵場所
(株)三壽工業所	真庭市上水田 3145	庫外貯蔵場所
中山石灰工業(株)	真庭市宮地 2586-1	地上式 1 級火薬庫 2 棟
新田煙火店	真庭市上中津井 3334	煙火火薬庫
	真庭市山田 1345	がん具煙火貯蔵庫
	真庭市山田 1401-1	庫外貯蔵場所

4 協定関係

【資料 4-1】真庭市協定一覧

令和3年3月31日現在

市町村	名称・締結先・応援内容		締結年月日	民間	締結団体数(民間)
27市町村	名称	岡山県下消防相互応援協定	平成20年3月31日		
	締結先事業所	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、津山圏域消防組合、笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、東備消防組合			
一部事務組合	応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等	平成20年3月31日		
	名称	岡山県下消防相互応援協定			
	締結先事業所	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、津山圏域消防組合、笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、東備消防組合	平成31年3月20日		
	応援内容	災害時における広域的な消防応援			
27市町村	名称	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	平成26年7月4日		
	締結先事業所	県及び県内各市町村			
4市2町2村	応援内容	応急対策及び復旧対策	平成21年5月11日		
	名称	鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定			
	締結先事業所	津山市、新見市、真庭市、美作市、鏡野町、奈義町、新庄村、西粟倉村、鳥取市、倉吉市、若桜町、智頭町、三朝町、日南町、日野町、江府町	平成21年5月11日		
	応援内容	応急対策及び応急復旧			
真庭市	名称	非常災害時における避難施設利用に関する協定	平成17年11月1日		
	締結先事業所	岡山県立蒜山高等学校			
	応援内容	避難所としての施設使用等	平成18年1月10日		
	名称	非常災害時における避難施設利用に関する協定			
	締結先事業所	岡山県立真庭高等学校落合校地	平成18年1月25日		
	応援内容	避難所としての施設使用等			
	名称	非常災害時における避難施設利用に関する協定	平成18年1月25日		
	締結先事業所	岡山県立勝山高等学校			
	応援内容	避難所としての施設使用等	平成18年6月11日		
	名称	災害時の相互応援に関する協定			
	締結先事業所	はたるサミット参加市町(阿久比町、米原市、紀の川市、下関市、真庭市)	平成19年8月22日	○	1
	応援内容	応急対策及び応急復旧			
	名称	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	平成19年10月12日	○	1
	締結先事業所	(社)岡山県建設業協会真庭支部			
	応援内容	大規模災害時における緊急人命救助、障害物の除去作業など	平成19年12月26日	○	2
	名称	災害時の応急対策活動協力に関する協定			
	締結先事業所	真庭市電水協同組合	平成20年1月22日	○	1
	応援内容	上下水道の機能回復など			
	名称	災害時における応援協定書	平成20年2月21日	○	1
	締結先事業所	真庭環境衛生管理(株)、(有)エコライフ商友			
応援内容	公共下水道及び農業集落排水のマンホールポンプの運転維持管理など	平成20年3月27日			
名称	大規模災害時における応急対策業務に関する協定				
締結先事業所	真庭地区木材組合	平成20年3月27日			
応援内容	大規模災害時における緊急人命救助、障害物の除去作業など				
名称	アマチュア無線による災害時応援に関する協定	平成20年2月21日	○	1	
締結先事業所	(社)日本アマチュア無線連盟岡山県支部				
応援内容	災害発生時の情報収集など	平成20年3月27日			
名称	消防相互応援協定				
締結先事業所	三朝町	平成21年8月26日	○	1	
応援内容	応急対策及び応急復旧				
名称	アマチュア無線による災害時応援に関する協定	平成21年8月26日	○	1	
締結先事業所	真庭非常無線通信協議会				
応援内容	有線通信を利用することができない時等の情報収集等				

	名称・締結先・応援内容	締結年月日	民間	締結団体数(民間)	
真庭市	名称	災害時の医療救護活動についての協定			
	締結先事業所	(社) 真庭市医師会	平成22年10月12日	○	1
	応援内容	避難所、救護所等における傷病者に対する応急措置等			
	名称	災害時における応急対策活動に関する協定			
	締結先事業所	(社) 岡山県LPガス協会真庭支部	平成22年10月12日	○	1
	応援内容	LPガス及びガス機材の供給等			
	名称	非常災害時における避難施設利用に関する協定			
	締結先事業所	岡山県立真庭高等学校久世校地	平成24年4月1日		
	応援内容	避難所としての施設使用等			
	名称	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書			
	締結先事業所	真庭市老人福祉施設協議会加入社会福祉法人	平成24年8月9日	○	7
	応援内容	物資の支給及び対象者への支援、避難者の移送、物資の調達及び介護支援者の確保等			
	名称	災害時における情報交換に関する協定			
	締結先事業所	国土交通省中国地方整備局長	平成25年2月4日		
	応援内容	災害時における現地情報連絡員の派遣および平常時の防災訓練参加などによる連携体制の整備			
	名称	災害時における物資供給に関する協定書			
	締結先事業所	NPO法人コメリ災害対策センター	平成25年8月15日	○	1
	応援内容	災害時における物資提供の確保等			
	名称	災害時相互応援に関する協定			
	締結先事業所	高槻市	平成26年2月26日		
	応援内容	災害時における物資、職員、被災者収容施設の提供等の応援			
	名称	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書			
	締結先事業所	社会福祉法人 蒜山慶光園	平成26年3月24日	○	1
	応援内容	物資の支給及び対象者への支援、避難者の移送、物資の調達及び介護支援者の確保等			
	名称	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書			
	締結先事業所	社会福祉法人 秋桜会	平成26年3月24日	○	1
	応援内容	物資の支給及び対象者への支援、避難者の移送、物資の調達及び介護支援者の確保等			
	名称	災害時相互応援に関する協定書			
	締結先事業所	高知県須崎市	平成26年9月28日		
	応援内容	災害時における物資、職員、被災者収容施設の提供等の応援			
名称	災害時における柔道整復師会の協力に関する協定書				
締結先事業所	公益社団法人 岡山県柔道整復師会	平成26年9月30日	○	1	
応援内容	避難所において応急手当を行う柔道整復師を派遣する				
名称	災害時等の協力に関する協定書				
締結先事業所	休暇村 蒜山高原	平成26年10月6日	○	1	
応援内容	災害時の支援者へ宿泊施設の優先的提供する				
名称	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書				
締結先事業所	生活協同組合おかやまコープ	平成27年1月30日	○	1	
応援内容	災害時において、相互に協力して円滑な救護、支援活動を行い、市民生活の早朝安定を図る。				
名称	災害時における量の提供等に関する協定書				
締結先事業所	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成27年5月25日	○	1	
応援内容	災害時において、新しい畳を5日以内に避難所へ無償で届ける。				
名称	災害時における行政書士業務相談に関する協定				
締結先事業所	岡山県行政書士会	平成27年5月26日	○	1	
応援内容	災害時に行政書士相談に関する相談会を開催する。				
名称	災害時等の廃棄物処理に関する相互支援協定書				
締結先事業所	高梁市、新見市、新庄村、吉備中央町	平成28年2月25日			
応援内容	災害時の廃棄物処理相互支援				

市町村	名称・締結先・応援内容		締結年月日	民間	締結団体数(民間)
真庭市	名称	行政情報告知放送を活用した犯罪情報等の提供に関する協定書	平成28年12月12日		
	締結先事業所	真庭警察署			
	応援内容	警察が保有する犯罪情報等を市民、旅行者などへ行政告知放送を使って知らせるため	平成28年12月12日		
	名称	真庭市避難行動要支援者名簿情報の提供及び取扱いに関する協定書			
	締結先事業所	真庭警察署	平成29年1月27日	○	1
	応援内容	災害時に支援が必要な市民を市と警察が協力して支援できるよう名簿を窮するため			
	名称	災害時における相互支援に関する協定書	平成29年2月14日	○	1
	締結先事業所	社会福祉法人真庭市社会福祉協議会			
	応援内容	災害ボランティアセンター設置等に関する協定	平成29年3月24日	○	2
	名称	災害時における司法書士法律相談業務に関する協定			
	締結先事業所	岡山県司法書士会	平成29年3月24日	○	1
	応援内容	災害時に司法書士法律相談に関する相談会に講師を無償で派遣する。			
	名称	災害時等における小型無線航空機の活用に関する協定	平成29年11月14日	○	1
	締結先事業所	古林建設(株)、小林測量設計(株)			
	応援内容	災害時等に小型無線航空機を活用する。	平成29年12月19日	○	1
	名称	災害時における法律相談業務に関する協定			
	締結先事業所	岡山弁護士会	平成30年1月5日	○	1
	応援内容	災害時に弁護士法律相談に関する相談会に講師を無償で派遣する。			
	名称	災害発生時における真庭市と真庭市内郵便局・新見郵便局の協力に関する協定	令和1年5月15日	○	1
	締結先事業所	日本郵便株式会社			
	応援内容	被災者が差し出す郵便物の料金免除等	令和2年9月1日	○	1
	名称	災害時における食料品等の供給に関する協定書			
	締結先事業所	株式会社マルイ	令和2年10月5日	○	1
	応援内容	災害時における食料品等の供給に関する協定書			
	名称	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	令和3年3月22日	○	1
	締結先事業所	西日本電信電話株式会社			
応援内容	災害時の被災者等の通信の確保				
名称	真庭市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地域創生に係る包括連携協定書				
締結先事業所	損害保険ジャパン日本興亜株式会社				
応援内容	大規模災害時、ドローンでの被害状況撮影データの提供 職員向けBCPや災害発生時の緊急記者会見等の研修 総合防災訓練で市民向け研修プログラムの提供				
名称	森林災害時支援協定書				
締結先事業所	岡山県森林土木建設協会真庭支部				
応援内容	災害時における資機材の提供				
名称	災害救援物資の供給等に関する協定書				
締結先事業所	株式会社花森商店紙器工場				
応援内容	災害時における資機材の提供				
名称	災害時における市有施設の応急対策に関する協定書				
締結先事業所	岡山県電気工事工業組合津山支部				
応援内容	災害時における市有施設の電気仮復旧				
名称	災害時等における小型無人航空機活用に関する協定書				
締結先事業所	有限会社真庭技研				
応援内容	災害時におけるドローンによる被害調査				

【資料 4-2】消防本部協定一覧

令和4年2月28日現在

名称・締結先・応援内容		締結年月日	民間	締結団体数(民間)
名称	岡山県下消防相互応援協定			
締結先事業所	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、津山圏域消防組合、笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、東備消防組合	平成20年3月31日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	岡山県下消防広域応援協定			
締結先事業所	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、津山圏域消防組合、笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、東備消防組合	平成31年3月20日		
応援内容	災害時における広域的な消防応援			
名称	美作地区消防組合消防相互応援協定			
締結先事業所	津山・美作・真庭消防	昭和49年4月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	高梁・真庭消防消防相互応援協定			
締結先事業所	高梁市、真庭市、	平成16年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	新見・真庭消防消防相互応援協定			
締結先事業所	新見市・真庭市	平成17年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	鳥取西部・新見市・真庭市消防相互応援協定			
締結先事業所	米子市・新見市・真庭市	平成17年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	鳥取西部・真庭市消防相互応援協定			
締結先事業所	米子市・真庭市	平成17年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	鳥取中部・真庭市消防相互応援協定			
締結先事業所	倉吉市・真庭市	平成17年6月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	高速自動車国道中国縦貫自動車道消防相互応援協定			
締結先事業所	津山消防・美作市・新見市・真庭市	昭和63年1月11日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	中国横断自動車道岡山米子線消防相互応援協定			
締結先事業所	鳥取西部・真庭消防	平成17年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			
名称	高速自動車国道中国縦貫自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから北房ジャンクション消防相互応援協定			
締結先事業所	岡山市・総社市・高梁市・真庭市	平成16年10月1日		
応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等			

【資料 5-1】 消防本部の組織

○真庭市消防本部組織規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 176 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日規則第 16 号

平成 18 年 12 月 1 日規則第 81 号

平成 19 年 3 月 30 日規則第 77 号

平成 24 年 3 月 22 日規則第 29 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 18 号

平成 29 年 3 月 31 日規則第 49 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 10 条第 2 項の規定に基づき、真庭市消防本部(以下「本部」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 本部の組織は、次のとおりとする。

総務課

警防課

予防課

(事務分掌)

第 3 条 前条に規定する組織の事務分掌は、別表のとおりとする。

(消防長)

第 4 条 本部に消防長を置く。

2 消防長は、市長の命を受けて消防事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

(次長)

第 5 条 本部に次長を置く。

2 次長は、消防長を補佐し、消防長に事故あるときは、その職務を代理する。

(課長等)

第6条 課に課長を置き、必要により総括参事を置くことができる。

- 2 課長は、消防長の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 総括参事は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主管課長)

第7条 本部に主管課長を置き、総務課長をもって充てることとする。

- 2 主管課長は、当該課の事務のほか本部に係る次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 重点施策の策定及び調整に関すること。
 - (2) 重要事業の振興に関すること。
 - (3) 行政の調査研究に関すること。
 - (4) 予算及び決算の事務に関すること。
 - (5) 事務処理合理化の実施及び調整に関すること(行財政改革に関することを含む。)
 - (6) 本部内各課の連絡調整及び本部内各課の所管に属さない事項に関すること。

(参事等)

第8条 課に参事その他必要な職員を置く。

- 2 課員は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部の組織に関する必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月1日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第77号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日規則第29号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 49 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 12 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

総務課	(1) 消防の組織及び企画に関すること。
	(2) 公印の保管に関すること。
	(3) 文書の收受及び発送並びに記録の整理保存に関すること。
	(4) 条例、規則その他例規に関すること。
	(5) 職員の人事及び給与に関すること。
	(6) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
	(7) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
	(8) 職員の公務災害補償に関すること。
	(9) 職員の研修に関すること。
	(10) 職員の表彰及び賞じゅつ金に関すること。
	(11) 消防職員委員会に関すること。
	(12) 消防統計に関すること。
	(13) 予算の編成、決算及び会計経理に関すること。
	(14) 職員の貸与品に関すること。
	(15) 消防財産の管理、営繕、保管及び備品に関すること。
	(16) 他の課に属しない事務に関すること。
警防課	(1) 水防計画、警防計画及び出場計画に関すること。
	(2) 消防車両の配置、整備、検査及び保険に関すること。
	(3) 消防機械器具の配置、整備及び管理に関すること。
	(4) 通信機器の配置、管理等に関すること。
	(5) 交通安全に関すること。

	(6) 消防訓練に関する事。
	(7) 救急業務の実施計画、出場計画に関する事。
	(8) 救急医療機関に関する事。
	(9) 救急技術の研修及び訓練計画に関する事。
	(10) 救急用資機材の整備、管理に関する事。
	(11) 応急手当の普及、啓発活動の普及推進に関する事。
	(12) 救急統計に関する事。
	(13) 救急講習、訓練に関する事。
	(14) 救助業務の実施計画、出場計画に関する事。
	(15) 救助技術の研修及び訓練計画に関する事。
	(16) 救助用資機材の整備、管理に関する事。
	(17) 救助統計に関する事。
	(18) その他警防事務に関する事。
予防課	(1) 火災予防の普及及び査察指導に関する事。
	(2) 火災予防の広報に関する事。
	(3) 防火管理者の講習及び指導に関する事。
	(4) 幼年・少年・婦人防火クラブの指導育成及び防火委員会に関する事。
	(5) 防火対象物の強制執行及び補償に関する事。

【資料 5-2】 消防本部の資機材

消防機械等の保有状況

区分	名称	数量	区分	名称	数量	区分	名称	数量
車両関係	水槽付ポンプ車	7	救助用器具	サバイバースリング	2	主な救急用資機材	AED	6
	ポンプ車	0		油圧救助器具	2		気道確保用資器材 ・ラリングルチューブ	202
	救助工作車	1		大型油圧救助器具	2		気道確保用資器材 ・気管挿管チューブ	82
	高規格救急車	6		マット型空気ジャッキ	4		輸液用資器材一式	66
	指揮車	2		可搬式ウィンチ	3		人工呼吸器	6
	指令車	0		ワイヤーロープ	23		吸引器	7
	多目的車	1		エンジンカッター	5		患者監視装置	6
	資機材運搬車	1		ガス溶断機	1		心電計	7
	連絡車	7		チェーンソー	2		血圧計	7
林野火災用機器	ジェットシューター	47	エアーツール	1	血中酸素飽和度測定器		7	
	小型動力ポンプ	5	エアースロー	5	聴診器		12	
	組立水槽	5	鉄線カッター	6	喉頭鏡		12	
	刈払い機	2	チェーンブロック	1	ペンライト		12	
測定機器	可燃性ガス測定器	6	緩降機	1	バックボード一式		14	
	放射線測定器	3	削岩機	2	ストレッチャー		6	
	酸素濃度測定器	6	ハンマードリル	1	スクープストレッチャー		7	
	水圧計	5	送排風機	1	布担架		12	
	帯電衣一式	1	発電機	3	マジックギプス		6	
隊員保護用器具	放射線防護服	2	投光機	15	オゾン殺菌装置		1	
	防毒衣	4	救命浮輪	7	EOG 方式滅菌器		2	
	耐熱服	1	救命胴衣	25	高圧蒸気滅菌器	1		
	安全帯	110	ゴムボート	1				
	空気呼吸器	26	防災資材	吸着マット	898			
	空気予備ボンベ	89		AC ライト	55			
	酸素呼吸器	2		中和剤	19			
	酸素予備ボンベ	4		オイルフェンス(10m)	7			

【資料 5-3】 消防団の組織

○真庭市消防団規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 174 号

改正 平成 18 年 2 月 3 日規則第 4 号

平成 19 年 3 月 27 日規則第 27 号

平成 20 年 9 月 1 日規則第 95 号

平成 20 年 12 月 26 日規則第 141 号

平成 22 年 3 月 12 日規則第 33 号

平成 25 年 3 月 1 日規則第 13 号

平成 28 年 3 月 1 日規則第 5 号

平成 29 年 9 月 29 日規則第 82 号

平成 30 年 5 月 29 日規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づき、真庭市消防団(以下「消防団」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織、階級及び定員)

第 2 条 消防団に、団本部、方面隊、分団及び部を置く。

- 2 団本部に、消防団長(以下「団長」という。)及び副団長を置く。
- 3 方面隊に方面隊本部、分団及び部を置く。
- 4 方面隊本部に、方面隊長、副方面隊長、本部長及び指導部長を置くほか、副本部長、副指導部長、隊長、部長、副部長、班長及び団員を置くことができる。
- 5 分団に分団本部及び部を置く。
- 6 分団本部に、分団長及び副分団長を置くほか、分団本部長、分団副本部長、班長及び団員を置くことができる。
- 7 部に、部長、副部長、班長及び団員を置く。
- 8 分団の名称及び区域は、別表のとおりとする。
- 9 消防団員の階級及び定員は、次のとおりとする。

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
職名	団長	副団長 方面隊長 副方面隊長	本部長 指導部長 分団長	副本部長 副指導部長 副分団長 隊長	部長 分団本部長	副部長 班長	団員 機能別団員
定員 (人)	1	25	42	77	155	665	1, 685

(団員の職責)

第 3 条 団長は団を統理し、団員を指揮監督する。

- 2 副団長は団長を補佐し、団長に事故があるときは、あらかじめ団長が定めた順序によりその職務を代理する。

- 3 方面隊長は、団長の命を受け、所属の方面隊の事務を統括し、団員を指揮監督する。
- 4 副方面隊長は、方面隊長を補佐し、方面隊長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 団長、副団長共に事故があるときは、団長の定める順序により方面隊長又は副方面隊長が団長の職務を行う。ただし、団長が死亡、退職又は心身の故障によってその職務を行うことができない場合を除いては、消防団員の命免を行うことはできない。
- 6 本部長及び指導部長は、上司の命を受け所属の団員を指揮監督する。
- 7 分団長は、上司の命を受けて分団を統率し、その団員を指揮監督する。
- 8 副本部長及び副指導部長は、本部長又は指導部長を補佐し、本部長又は指導部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 10 隊長、部長及び分団本部長は、上司の命を受けて隊務又は部務を掌理し、団員を指揮監督する。
- 11 副部長及び班長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 団員及び機能別団員は、次の任務に従事するものとする。
 - (1) 団員は、上司の命を受け、所属の消防団活動に従事する。
 - (2) 機能別団員は、市長が別に定める特定の任務に従事する。

(会議)

第4条 会議は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 団幹部会
- (2) 方面隊幹部会

(団幹部会)

第5条 団幹部会は、消防団の事業及び運営等に関する最高意思決定機関とする。

- 2 団幹部会は、団長、副団長及び方面隊長の職にあるものをもって構成し、団長が招集する。
- 3 会議の議長は、団長がこれに当たる。

(方面隊幹部会)

第6条 方面隊幹部会は、方面隊の事業運営等に関することを協議する。

- 2 方面隊幹部会は、方面隊長が招集する。
- 3 会議の議長は、方面隊長がこれに当たる。

(教養訓練)

第7条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(訓練の区分)

第8条 訓練の区分は、一般訓練又は特別訓練とする。

- 2 一般訓練は、団員として消防に関する全般の職務に習熟せしめるため、招集、消防活動の演習及び機械器具の取扱い等についてこれを行う。
- 3 特別訓練は、幹部又は特定の者の必要な知識、技能を養うための講習又は見学等によりこれを行う。

(区域外の応援)

第9条 消防団は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域外の災害に対して応援しなければならない。

- (1) 消防長又は消防署長から応援命令があつたとき。
- (2) 団長において応援の必要があると認めたとき。

(表彰)

第10条 市長は、部若しくは消防団員がその任務遂行に当たって特に顕著な功績があつた場合若しくは消防団員で長年にわたりその勤務成績が特に優秀であり他の模範と認められるとき又は方面隊が長年にわたり無火災であり他の模範と認められるときはこれを表彰することができる。(市長表彰)

2 団長は、消防団員が勤務成績優秀であり他の模範と認められるとき又は分団が長年にわたり無火災であり他の模範と認められるときはこれを表彰することができる。(団長表彰)

3 前2項の表彰基準については、市長が別に定める。

(表彰の種別)

第11条 前条の表彰は、部に対しては表彰状を、消防団員に対しては賞状及び徽章を、方面隊及び分団に対しては賞状及び竿頭綬を授与するものとする。

(表彰の具申)

第12条 第10条による表彰を受けようとするときは、同条第1項に規定する市長表彰にあつては団長が市長に、同条第2項に規定する団長表彰にあつては方面隊長が団長に表彰の具申をするものとする。

2 前項の場合で市長表彰にあつては、団長はこれをまとめて市長に具申するものとする。

(感謝状)

第13条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 火災その他の災害の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 火災その他の災害現場における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における消防団活動に対してなした協力
- (5) その他市長が認めた場合

(名誉団員)

第14条 市長は、消防団の発展又は消防に著しく貢献し退職した消防団員に「真庭市消防団名誉団員」の称号を贈り、その榮譽を顕彰するものとする。

(名誉団員の決定)

第15条 名誉団員の決定は、次の各号のいずれかに該当するものの中から団長が推薦し、市長が消防委員会に諮って決定する。

- (1) 団長として在職した者
- (2) 副団長として8年以上在職した者。ただし、4年以上副団長として在職した者は、副団長格の職に在職した期間の2分の1を副団長の在職期間とみなし加算するものとする。
- (3) 消防団員として35年以上在職し、分団長格以上の職に8年以上在職した者。ただし、4年以上分団長格以上の職に在職した者は、副分団長格の職に在職した期間の2分の1を分団長格の在職期間とみなし加算するものとする。
- (4) その他、真庭市消防の発展に特に貢献のあつた者

(名誉団員の待遇)

第 16 条 名誉団員に対して次の待遇をすることができる。

- (1) 顕彰状に添えて名誉団員章を贈呈する。
- (2) 各種消防行事に招待すること。
- (3) その他必要な待遇

(服制)

第 17 条 消防団の服制については、消防団員服制基準(昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号)の定めるところによる。

2 消防団員は、職を失った場合直ちに被服を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 3 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日規則第 27 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 1 日規則第 95 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日規則第 141 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 1 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 29 日規則第 82 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 29 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

分団の名称		所管区域
北 房 方 面 隊	第一分団	上中津井、下中津井
	第二分団	上砦部、下砦部、阿口
	第三分団	上水田
	第四分団	宮地、五名、山田
落 合 方	第一分団	落合垂水、向津矢、西河内、下市瀬、上市瀬、開田、福田、中、日名、影、高屋、杉山
	第二分団	野原、舞高、旦土、吉、田原山上、上山
	第三分団	鹿田、下方、木山、日野上

面 隊	第四分団	別所、佐引、関、一色、栗原
	第五分団	上河内、中河内、下河内
	第六分団	大庭、平松、野川、田原、西原、赤野、法界寺、下見、古見
久 世 方 面 隊	第一分団	久世の内中央町・旭町・元町・栄町・東町・下町・土居・泉・下原、中島のうち高瀬以外、鍋屋、多田、五反、台金屋
	第二分団	久世の内河元・上町・早川町・中町・西町・黒尾・野白・田下・北町・小谷・研矢・上ヶ市、三坂
	第三分団	富尾、惣、中島の内高瀬、草加部
	第四分団	目木、中原、三崎、檜東、余野下、余野上
	第五分団	檜西
勝 山 方 面 隊	第一分団	勝山、三田、本郷、岡、正吉、柴原、山久世、真賀、見尾、組、横部、神庭、星山、竹原、菅谷、神代、荒田、後谷畝、江川、福谷
	第二分団	月田
	第三分団	若代、下岩、後谷、月田本、曲り、古呂々尾中、岩井谷、岩井畝、上、高田山上、野、若代畝、清谷
美 甘 方 面 隊	第一分団	美甘
	第二分団	鉄山、黒田、延風、田口
湯 原 方 面 隊	第一分団	湯原温泉、豊栄の一部、下湯原、田羽根、社の一部
	第二分団	社の一部、久見、釘貫小川、禾津、豊栄の一部、都喜足、仲間、見明戸、本庄
	第三分団	藤森、黒杭、種、栗谷
蒜 山 方 面 隊	第一分団	蒜山本茅部、蒜山上徳山、蒜山下徳山
	第二分団	蒜山西茅部、蒜山東茅部、蒜山上福田
	第三分団	蒜山湯船、蒜山中福田、蒜山富掛田、蒜山富山根、蒜山下福田、蒜山上長田の一部、蒜山下見の一部
	第四分団	蒜山上長田の一部、蒜山下長田、蒜山下見の一部
	第五分団	蒜山別所、蒜山吉田、蒜山下和、蒜山真加子、蒜山初和

(令和4年1月1日現在)

	団 長	副 団 長	方 面 隊 長	副 方 面 隊 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	実 団 員 数	条 例 定 数
本 部	1	3					1	2	5	12	2,650
北房方面隊			1	2	6	11	19	68	208	315	
落合方面隊			1	2	8	18	30	166	344	569	
久世方面隊			1	2	7	12	28	71	256	377	
勝山方面隊			1	2	5	10	23	128	278	447	
美甘方面隊			1	2	4	4	8	35	80	134	
湯原方面隊			1	2	5	6	13	48	104	179	
蒜山方面隊			1	2	7	11	30	72	258	381	
計	1	3	7	14	42	72	152	590	1,533	2,414	

【資料 5-4】 消防団の資機材

消防ポンプ自動車等現有数

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

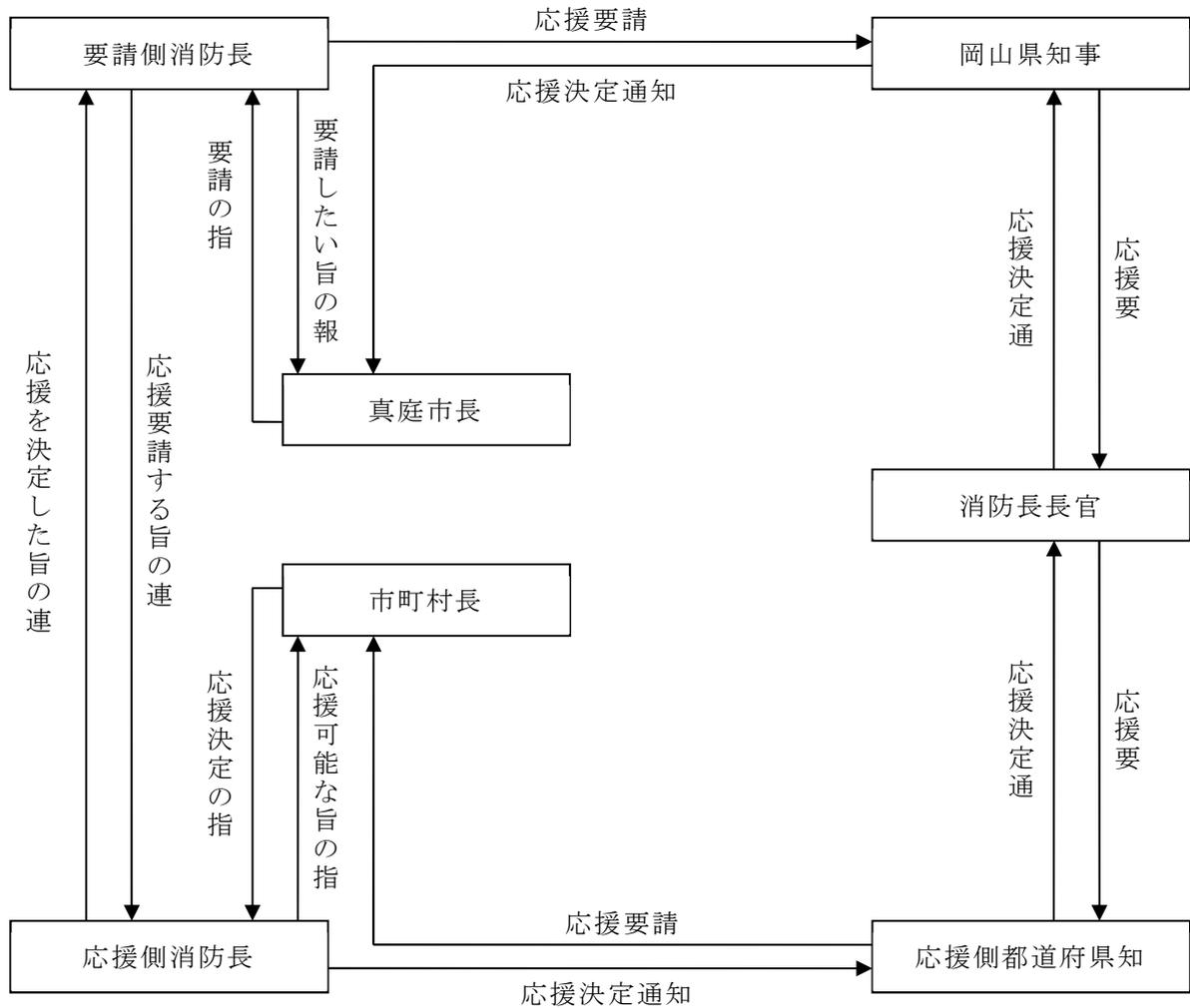
	消防ポンプ 自動車	小型動力ポンプ付 積載車	小型動力ポンプ (車両に積載して いないもの)
本 部			2
北房方面隊	3	17	5
落合方面隊	2	28	6
久世方面隊	4	16	1
勝山方面隊	3	22	8
美甘方面隊	1	8	
湯原方面隊	3	8	
蒜山方面隊	5	15	
計	21 台	114 台	22 台

【資料 5-5】 消防庁連絡先

回線別		平日(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	(6-72-90-)49013	(6-72-90-)49102
	FAX	(6-72-90-)49033	(6-72-90-)49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-9049102
	FAX	69-048-500-90-49033	69-048-500-90- 49036

【資料 5-6】大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

■広域航空消防応援の要請ルート等



■燃料調達先

名称	所在地	電話
岡山空港ターミナル(株)岡南出張所	岡山市南区浦安南町 640	086-262-1091
中国第二販売支店	岡山市北区柳町一丁目 1 番 1 号	086-222-2501

【資料 5-7】水防倉庫

岡山県が管理する水防倉庫

水防倉庫名	所在地	備 考
落合	真庭市落合垂水地内	旭川右岸落合高校テニスコート前
八束	真庭市蒜山上長田 915	真庭市役所八束保健センター横
美甘	真庭市美甘 4137-6	美甘除雪基地内

【資料 5-8】水防資機材

岡山県が管理する水防資機材

	水防倉庫名		
	落合	八束	美甘
麻袋	1,500		
土のう	15,000	1,700	4,450
杭 (本)	55	100	150
丸太 (本)	60	50	16
筵 (枚)	100		
縄 (巻)	27	20	3
ロープ (m)	100	180	180
鉄線 (kg)	3	4	4
カスガイ	148		
掛矢	23	3	13
天びん棒	42		
鎌	2		4
ナタ	15	11	1
スコップ	28	22	20
鋤鎌	26	3	5
ツルハシ	16	10	3
鋸	10	3	8
ペンチ	7		6
ハンマー	7	4	2
バイスケ	90	10	10
シート	30	6	32
とび口	4		

真庭市が管理する水防資機材

	本庁・振興局管理合計
鉄杭	60
ツルハシ	15
掛矢	11
ハンマー	9
バール	5
スコップ	43
一輪車	8
土のう袋	16,350

【資料 5-9】重要水

河川名	区域	延長 (m)		危険状況		水防工法	所要資材	担当 県民局 地域事務所
		左岸		要				
法界寺	下見	左岸	200	要	旧川跡			真庭
	法界寺	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	A	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	700	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 9,800、木杭 2,800	
			(700)	A	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,750、木杭 77、竹 105	
		左岸	100	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	
	(100)		A	堤防断面不足	築廻し工	土のう 250、木杭 11、竹 15		
	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
	赤野	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	西原	左岸	400	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,000、木杭 44、竹 60	
		左岸	400	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
	赤野～西原 西原～田原	左岸	(600)	要	旧川跡			
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	田原	左岸	800	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 11,200、木杭 3,200	
左岸		200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
古見	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		

旭川	野川	左岸	300	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	真庭
	野川～平松	左岸	700	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 9,800、木杭 2,800	
			(700)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,750、木杭 77、竹 105	
	大庭	左岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
	久世	左岸	300	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 750、木杭 33、竹 45	
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	久世	左岸	600	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,500、木杭 66、竹 90	
		左岸	1,200 (700)	要	旧川跡			
		左岸	400	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,000、木杭 44、竹 60	
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
	草加部	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	200 (200)	要	旧川跡			
	勝山	左岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	
		左岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	800	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 11,200、木杭 3,200	
		左岸	100 (1,200)	要	旧川跡			
		左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	

旭川	横部	左岸	400	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	真庭
	岡	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	柴原	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	山久世	左岸	100	要	旧川跡			
	釘貫小川	左岸	300	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
	久見	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	久見～社	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	舞高	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		右岸	200 (200)	要	旧川跡			
		右岸	(300)	B	漏水	釜段工	土のう 450、鋼杭 78、木杭 12	
	野原	右岸	400	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
		右岸	(400)	要	旧川跡			
	野原～向津矢	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	向津矢	右岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	
		右岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
	落合垂水	右岸	300	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
落合垂水～下市瀬	右岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30		
上市瀬	右岸	400	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600		
下市瀬～上市瀬	右岸	700 (300)	要	旧川跡				

旭川	開田	右岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	真庭
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		右岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	
	開田～福田	右岸	600	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,500、木杭 66、竹 90	
		右岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
			(400)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,000、木杭 44、竹 60	
	中	右岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
	中～富尾	右岸	300 (700)	要	旧川跡			
	富尾	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	中島～惣	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
	草加部	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		右岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
			(400)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,000、木杭 44、竹 60	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		右岸	200	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
右岸		200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
	(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30			

旭川	草加部	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	真庭
			(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		右岸	800	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 11,200、木杭 3,200	
			(800)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 2,000、木杭 88、竹 120	
	江川	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	三田～本郷	右岸	900	要	旧川跡			
	横部	右岸	600	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,400、木杭 2,400	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	柴原	右岸	100	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	
		右岸	300	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
	真賀	右岸	300	要	旧川跡			
		右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		右岸	100 (200)	要	旧川跡			
	見尾	右岸	300	要	旧川跡			
	仲間	右岸	300	要	旧川跡			
		右岸	500	要	旧川跡			
	豊栄	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
	湯原温泉	左岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
		左岸	100 (300)	要	旧川跡			
		左岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,400、木杭 400	
左岸		200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800		
左岸		50	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 700、木杭 200		

旭川	豊栄	右岸	700	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 9,800、木杭 2,800	真庭
		右岸	300 (300)	要	旧川跡			
		右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		右岸	300	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
備中川	落合垂水	左岸	150	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 375、木杭 17、竹 23	
		左岸	450	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 6,300、木杭 1,800	
	落合垂水～下方	右岸	600	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,400、木杭 3,200	
			(600)	A	堤防断面不足	築回し工	土のう 1,500、木杭 66、竹 90	
	下方	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	A	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	50	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 700、木杭 200	
		左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
(200)	A		堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30			
左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800			
	(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30			

備中川	鹿田	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	真庭
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		右岸	10	B	法崩れ	表蓆張工	防水シート 4、土のう 20、木杭 12 竹 24	
		左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
		左岸	300	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
		左岸	300	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 4,200、木杭 1,200	
	(300)		A	堤防断面不足	築回し工	土のう 750、木杭 33、竹 45		
	鹿田～栗原	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
			(200)	B	堤防断面不足	築回し工	土のう 500、木杭 22、竹 30	
	栗原	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800、木杭 800	
		右岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600、木杭 1,600	
	一色	左岸		B	法崩れ	表蓆張工	防水シート 4、土のう 20、木杭 12 竹 24	
	山田	右岸	500	要	旧川跡			
		左岸	(500)	B	漏水	釜段工	土のう 750、鋼杭 130、 木杭 20	
	宮地	右岸	100	要	旧川跡			
		右岸	(100)	B	漏水	釜段工	土のう 150、鋼杭 26、 木杭 4	
		右岸	150	要	旧川跡			
		右岸	(150)	B	漏水	釜段工	土のう 225、鋼杭 39、 木杭 6	
上水田	右岸		B	水衝・洗堀	木流し工	土のう 5、木杭 1、 雑木 1		

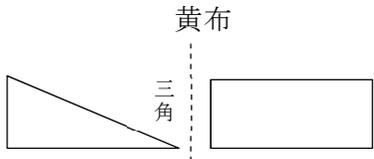
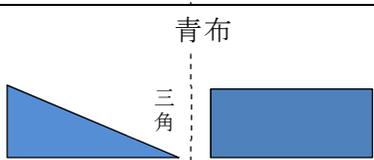
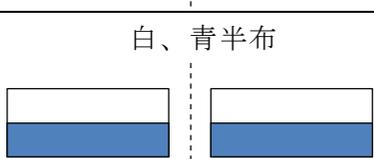
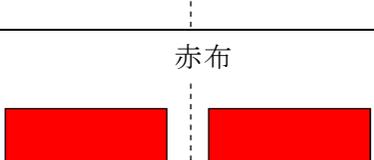
備中川	上水田	右岸	100	要	旧川跡			真庭
		左岸	(100)	B	漏水	釜段工	土のう 150、鋼杭 26、木杭 4	
河内川	赤田	右岸	150	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,500 杭 330	
		左岸	350					
	八幡	右岸	100	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 1,500 杭 90	
		左岸	50					
目木川	大庭	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工 木流し工	土のう 3,400 縄 2 木杭 200 シート 10 竹 30 鉄線 3K	
月田川	月田	左岸	500	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,500	

危険状況・A 水防上最も重要な区間

・B 水防上重要な区間

・要 注意を要する区間

【資料 5-10】 水防信号

種別	打鐘信号	サイレン信号	その他の信号（吹流し又は旗）	備考
第一信号 水防警報 （警戒）	○－○－○－○ 四点打	8 秒吹鳴 4 秒休止 繰返し	黄布 	吹流しは、長さ 4 m 以上、幅 60cm 前後、 任意 旗は、木綿、大幅四角
第二信号の 一 応援信号	○－○ ○－○－ ○ 二点、三点、斑打	2 秒吹鳴 2 秒休止 繰返し	青布 	
第二信号の 二 緊急出動警報	○－○－○－○－○ －○ 六点打	5 秒吹鳴 2 秒休止 繰返し	白、青半布 	
第三信号 立退警報	乱打	15 秒吹鳴 2 秒休 止 繰返し	赤布 	
第四信号 警報解除	○ ○－○ 一点、二点、斑打	30 秒吹鳴	白布 	